

「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」(案) 及び
「企業結合審査の手続に関する対応方針」(案) からの変更点

1. 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」について

No.	変更箇所	成案	原案 (パブリックコメント)
1	第2の1 一定の取引分野の 画定の基本的考え 方	例えば、プラットフォームが異なる需要者層の取引を仲介し、間接ネットワーク効果(後記第4の2(1)キ参照)が強く働くような場合には、それぞれの需要者層を包含した一つの <u>一定の</u> 取引分野を重層的に画定する場合がある。	例えば、プラットフォームが異なる需要者層の取引を仲介し、間接ネットワーク効果(後記第4の2(1)キ参照)が強く働くような場合には、それぞれの需要者層を包含した一つの取引分野を重層的に画定する場合がある。
2	第2の1(注3) 一定の取引分野の 画定の基本的考え 方	(注3)一部のインターネット付随サービスなどのように、専ら価格ではなく品質等を手段として競争が行われているような場合には、ある地域におけるある商品の品質等が悪化した場合に、又は、ある地域においてある商品の提供を受けるに当たり需要者が負担する費用が上昇した場合に、当該商品及び地域について、需要者が当該商品の購入を他の商品又は地域に振り替える程度を考慮することがある。また、供給者にとっての代替性も同様である。	(注3)一部のインターネット付随サービスなどのように、専ら価格ではなく品質等を手段として競争が行われているような場合には、ある地域におけるある商品の品質等が悪化した場合に、当該商品及び地域について、需要者が当該商品の購入を他の商品又は地域に振り替える程度を考慮することがある。また、供給者にとっての代替性も同様である。
3	第4の1(3) 競争を実質的に制 限することとなら ない場合	水平型企业結合が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるか否かについては、個々の事案ごとに後記2及び3の各判断要素を総合的に勘案して判断するが、企業結合後の当事会社グループが次の①～③のいずれかに該当する場合には、水平型企业結合が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる	水平型企业結合が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるか否かについては、個々の事案ごとに後記2及び3の各判断要素を総合的に勘案して判断するが、企業結合後の当事会社グループが次の①～③のいずれかに該当する場合には、水平型企业結合が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる

		とは通常考えられず、後記2及び3に記した各判断要素に関する検討が必要となるとは通常考えられない(注5)。	とは通常考えられず、後記第4の2及び3に記した各判断要素に関する検討が必要となるとは通常考えられない(注5)。
4	第4の1(3)(注5) 競争を実質的に制限することとならない場合	<p>一定の取引分野における当事会社の市場シェアが小さいため、水平型企業結合が上記①～③のいずれかに該当する場合であっても、例えば当該当事会社が競争上重要なデータや知的財産権等の資産を有するなど、市場シェアに反映されない高い潜在的競争力を有しているような場合には、当該企業結合が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるか否かについて、後記2及び3の各判断要素に関する検討が必要となる<u>ことがある</u>。その際、データの競争上の重要性等の評価に当たっては、後記第6の2(2)の視点と同様の視点に基づき判断する。</p> <p>なお、後記第5の1(2)における競争を実質的に制限することとならない場合についても、同様の観点から、後記第5の2及び3の各判断要素に関する検討が必要となる<u>ことがある</u>。</p>	<p>一定の取引分野における当事会社の市場シェアが小さいため、水平型企業結合が上記①～③のいずれかに該当する場合であっても、例えば当該当事会社が競争上重要なデータや知的財産権等の資産を有するなど、市場シェアに反映されない高い潜在的競争力を有しているような場合には、当該企業結合が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるか否かについて、後記第4の2及び3の各判断要素並びに後記第6の2(2)に記載のデータ等の重要な投入財に係る判断要素の検討が必要になる<u>ことがある</u>。また、後記第5の1(2)における競争を実質的に制限することとならない場合についても同様である。</p>
5	第4の1(3)(注6) の(例) 競争を実質的に制限することとならない場合	<p>(例) 市場シェア1位の事業者 40%、同2位の事業者が20%、同3位の事業者が10%の市場シェアを有し、それ以外の事業者の市場シェアが不明の場合、HHIの理論上の最大値は、3位の事業者の市場シェア10%と同じ市場シェアを有する事業者3社が残りの30%の市場シェアを占めていると仮定して、$40 \times 40 + 20 \times 20 + 10 \times 10 + 10 \times 10 \times 3 = 2,400$となる。また、HHIの理論上の最小</p>	<p>(例) 市場シェア1位の事業者 40%、同2位の事業者が20%、同3位の事業者が10%の市場シェアを有し、それ以外の事業者の市場シェアが不明の場合、HHIの理論上の最大値は、3位の事業者の市場シェア10%と同じ市場シェアを有する事業者3社が残りの30%の市場シェアを占めていると仮定して、$40 \times 40 + 20 \times 20 + 10 \times 10 + 10 \times 10 \times 3 = 2,400$となる。また、HHIの理論上の最小</p>

		値は、市場シェアが僅少な多数の事業者が残りの 30%の市場シェアを占めていると仮定して、 $40 \times 40 + 20 \times 20 + 10 \times 10 = 2,100$ となる。	値は、市場シェアが僅少な多数の事業者が残りの 30%の市場シェアを有していると仮定して、 $40 \times 40 + 20 \times 20 + 10 \times 10 = 2,100$ となる。
6	第4の2(1)カ 研究開発	<p>各当事会社が競合する財・サービスの研究開発を行っている場合には、当該研究開発の実態も踏まえて企業結合が競争に与える影響を判断する。</p> <p>例えば、一方当事会社がある財・サービス（以下「α」という。）を市場に供給しており、他方当事会社がαと競合する財・サービス（以下「β」という。）の研究開発を行っている場合において、他方当事会社のβが当該市場に供給された後に、一方当事会社のαと競合する程度が高いと見込まれるときには、<u>そうでない場合と比較して</u>、企業結合がなければ実現したであろう一方当事会社のαと他方当事会社のβの間の競争が減少することにより、当該企業結合の競争に及ぼす影響が大きい。また、他方当事会社のβが当該市場に供給された後に、一方当事会社のαと競合する程度が高いと見込まれるときには、<u>そうでない場合と比較して</u>、企業結合により他方当事会社の研究開発の意欲が減退する可能性も高く、当該企業結合の競争に及ぼす影響が大きい。各当事会社が競合する財・サービスの研究開発を行っている場合も同様に、企業結合による各当事会社の財・サービスの当該市場への供給後の競争の消滅や、研究開発の意欲の減退を踏まえて、企業結合が競争に与える影響を判断することとなる。</p>	<p>当事会社が競合する財・サービスの研究開発を行っている場合には、当該研究開発の実態も踏まえて企業結合が競争に与える影響を判断する。</p> <p>例えば、一方当事会社がある財・サービス（以下「α」という。）を市場に供給しており、他方当事会社がαと競合する財・サービス（以下「β」という。）の研究開発を行っている場合において、他方当事会社のβが当該市場に供給された後に、一方当事会社のαと競合する程度が高いと見込まれるときには、<u>企業結合がなければ実現したであろう一方当事会社のαと他方当事会社のβの間の競争が減少することにより</u>、当該企業結合が競争に及ぼす影響が大きい。また、他方当事会社のβが当該市場に供給された後に、一方当事会社のαと競合する程度が高いと見込まれるときには、<u>企業結合により他方当事会社の研究開発の意欲が減退する可能性も高く</u>、当該企業結合が競争に及ぼす影響が大きい。各当事会社が競合する財・サービスの研究開発を行っている場合も同様に、企業結合による各当事会社の財・サービスの当該市場への供給後の競争の消滅や、研究開発の意欲の減退を踏まえて、企業結合が競争に与える影響を判断することとなる。</p>
7	第5の1(2)	垂直型企業結合が一定の取引分野における競争を実質	垂直型企業結合が一定の取引分野における競争を実質

	競争を実質的に制限することとならない場合	的に制限することとなるか否かについては、個々の事案ごとに後記2及び3の各判断要素を総合的に勘案して判断するが、企業結合後の当事会社グループの市場シェアが下記①又は②に該当する場合には、垂直型企業結合が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるとは通常考えられない（注10）。	的に制限することとなるか否かについては、個々の事案ごとに後記2又は3の各判断要素を総合的に勘案して判断するが、企業結合後の当事会社グループの市場シェアが下記①又は②に該当する場合には、垂直型企業結合が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるとは通常考えられない（注10）。
8	第5の2(1)ア 供給拒否等	垂直型企業結合後、川上市場の当事会社（図2のA社）が、川下市場の当事会社（B社）以外の事業者（競争者：Y社）に対して、商品の供給の拒否又は <u>企業結合がなかった場合</u> の取引と比較して競争上不利な条件での取引（以下「供給拒否等」という。）を行うことにより、川下市場の競争者（Y社）の競争力が減退し、これら競争者が川下市場から退出し、又はこれらの競争者からの牽制力が弱くなる場合がある。	垂直型企業結合後、川上市場の当事会社（図2のA社）が、川下市場の当事会社（B社）以外の事業者（競争者：Y社）に対して、商品の供給の拒否又は <u>川下市場の当事会社（B社）との取引と比較して不利な条件での取引</u> （以下「供給拒否等」という。）を行うことにより、川下市場の競争者（Y社）の競争力が減退し、これら競争者が川下市場から退出し、又はこれらの競争者からの牽制力が弱くなる場合がある。
9	第5の2(1)ア(7) 投入物閉鎖を行う能力	なお、データが市場において取引され得るような場合に、競争上重要なデータを有する川上市場の <u>当事会社（A社）</u> と当該データを活用してサービス等を提供する <u>当事会社（B社）</u> が垂直型企業結合を行うことにより、データの供給拒否等が行われ、川下市場の閉鎖性・排他性が生じる場合がある（注12）。	なお、データが市場において取引され得るような場合に、競争上重要なデータを有する川上市場の <u>事業者（A社）</u> と当該データを活用してサービス等を提供する <u>事業者（B社）</u> が垂直型企業結合を行うことにより、データの供給拒否等が行われ、川下市場の <u>市場の</u> 閉鎖性・排他性が生じる場合がある（注12）。
10	第5の2(1)ア(イ) 投入物閉鎖を行うインセンティブ	一般的に、川上市場の当事会社（図2のA社）が川下市場の競争者（Y社）に対して供給拒否等を行う場合、川上市場の当事会社（A社）の販売量が減少し利益が減少する場合がある一方、川下市場の競争者（Y社）の競争力が減退し川下市場の当事会社（B社）のシェアが増加すれば、	一般的に、川上市場の当事会社（図2のA社）が川下市場の競争者（Y社）に対して供給拒否等を行う場合、川上市場の当事会社（A社）の販売量が減少し利益が減少する場合がある一方、川下市場の競争者（Y社）の競争力が減退し川下市場の当事会社（B社）のシェアが増加すれば、

		川下市場の当事会社（B社）の利益は増加することとなる。さらに、川上市場の競争者（X社）の競争力が減退し、 <u>川上市場の当事会社（A社）の利益が増加する場合がある。</u>	川下市場の当事会社（B社）の利益は増加することとなる。
11	第5の2(1)イ 秘密情報の入手	垂直型企業結合後、川下市場の当事会社（図3のB社）が、川上市場の当事会社（A社）を通じて、川上市場の当事会社（A社）と取引のある川下市場の競争者（Y社）の <u>商品の仕様や開発に関する情報、顧客に関する情報、原材料の調達価格・数量・組成等の情報</u> といった競争上の重要な秘密情報を入手し、当該情報を自己に有利に用いることにより、川下市場の競争者（Y社）が不利な立場に置かれ、これら競争者が川下市場から退出し、又はこれらの競争者からの牽制力が弱くなるような場合には、川下市場において市場の閉鎖性・排他性の問題が生じる場合がある	垂直型企業結合後、川下市場の当事会社（図3のB社）が、川上市場の当事会社（A社）を通じて、川上市場の当事会社（A社）と取引のある川下市場の競争者（Y社）の <u>製品の仕様や開発に関する情報、顧客に関する情報、原材料の調達価格・数量・組成等の情報</u> といった競争上の重要な秘密情報を入手し、当該情報を自己に有利に用いることにより、川下市場の競争者（Y社）が不利な立場に置かれ、これら競争者が川下市場から退出し、又はこれらの競争者からの牽制力が弱くなるような場合には、川下市場において市場の閉鎖性・排他性の問題が生じる場合がある。
12	第5の2(2)ア 購入拒否等	垂直型企業結合後、川下市場の当事会社（図4のB社）が、川上市場の当事会社（A社）以外の事業者（競争者：X社）に対して、商品の購入の拒否又は <u>企業結合がなかった場合</u> の取引と比較して競争上不利な条件での取引（以下「購入拒否等」という。）を行うことにより、川上市場の競争者（X社）の競争力が減退し、これら競争者が川上市場から退出し、又はこれらの競争者からの牽制力が弱くなる場合がある。また、このような状況では、川上市場の <u>潜在的競争者にとって参入が困難となり、又は参入のインセンティブが低下する</u> 場合がある。このように、購入	垂直型企業結合後、川下市場の当事会社（図4のB社）が、川上市場の当事会社（A社）以外の事業者（競争者：X社）に対して、商品の購入の拒否又は <u>川上市場の当事会社（A社）との取引と比較して不利な条件での取引</u> （以下「購入拒否等」という。）を行うことにより、川上市場の競争者（X社）の競争力が減退し、これら競争者が川上市場から退出し、又はこれらの競争者からの牽制力が弱くなる場合がある。また、このような状況では、川上市場に <u>参入することを計画している事業者にとって参入が困難</u> となり、又は参入のインセンティブが低下する場合があ

		拒否等によって川上市場の閉鎖性・排他性の問題が生じる場合がある。川上市場の閉鎖性・排他性の問題をもたらす購入拒否等を顧客閉鎖という（注13）。	る。このように、購入拒否等によって川上市場の閉鎖性・排他性の問題が生じる場合がある。川上市場の閉鎖性・排他性の問題をもたらす購入拒否等を顧客閉鎖という（注13）。
13	第5の2(2)ア(ア) 顧客閉鎖を行う能力	川下市場の当事会社（図4のB社）が大きな市場シェアを有する場合、川下市場の当事会社（B社）の市場シェアと競争者（Y社）の市場シェアの格差が大きい場合、川上市場の競争者（X社）が当事会社（B社）の要請に応じて関係特殊な投資（注14）を行うなど供給先の切替えを容易に行うことができない場合などにおいては、川下市場の当事会社（B社）が川上市場の競争者（X社）に購入拒否等を行うことにより、当該競争者（X社）は川下市場の当事会社（B社）以外の事業者（Y社）に販売先を十分に振り替えることができず、競争力が減退し、これら競争者からの牽制力が弱くなる程度が大きくなり、 <u>川上市場</u> の閉鎖性・排他性の問題が生じる蓋然性が大きくなると考えられる。	川下市場の当事会社（図4のB社）が大きな市場シェアを有する場合、川下市場の当事会社（B社）の市場シェアと競争者（Y社）の市場シェアの格差が大きい場合、川上市場の競争者（X社）が当事会社（B社）の要請に応じて関係特殊な投資（注14）を行うなど供給先の切替えを容易に行うことができない場合などにおいては、川下市場の当事会社（B社）が川上市場の競争者（X社）に購入拒否等を行うことにより、当該競争者（X社）は川下市場の当事会社（B社）以外の事業者（Y社）に販売先を十分に振り替えることができず、競争力が減退し、これら競争者からの牽制力が弱くなる程度が大きくなり、 <u>川下市場</u> の閉鎖性・排他性の問題が生じる蓋然性が大きくなると考えられる。
14	第5の2(2)ア(イ) 顧客閉鎖を行うインセンティブ	一般的に、川下市場の当事会社（図4のB社）が川上市場の競争者（X社）に対して購入拒否等を行う場合、川下市場の当事会社（B社）の購入に係る選択肢が制限され利益が減少する場合がある一方、川上市場の競争者（X社）の競争力が減退し川上市場の当事会社（A社）の利益は増加する場合がある。さらに、川下市場の競争者（Y社）の競争力が減退し、川下市場の当事会社（B社）の利益が増加する場合がある。	一般的に、川下市場の当事会社（図4のB社）が川上市場の競争者（X社）に対して購入拒否等を行う場合、川下市場の当事会社（B社）の購入に係る選択肢が制限され利益が減少する場合がある一方、川上市場の競争者（X社）の競争力が減退し川上市場の当事会社（A社）の利益は増加する場合がある。また、川下市場の競争者（Y社）の競争力が減退し、川下市場の当事会社（B社）の利益が増加する場合がある。

15	第5の2(2)ア(イ) 顧客閉鎖を行うインセンティブ	<p>一方、川下市場が財・サービスを豊富に取り揃えることが最終需要者との関係で競争上重要である場合において、川下市場の当事会社（B社）が購入拒否等を行う場合、<u>同社が取り扱う財・サービスの数や種類の減少を通じて最終需要者にとっての同社の魅力が低下し、同社の利益が減少する程度が大きくなる</u>ことがあり、<u>そのような場合には当事会社グループが顧客閉鎖を行うインセンティブはそれだけ弱くなる</u>。特に、川下市場が多面市場を形成するプラットフォームの場合、川下市場の当事会社（B社）が購入拒否等を行うと、<u>上記のように最終需要者にとっての同社の魅力の低下が最終需要者数の減少をもたらす</u>し、<u>当該最終需要者数の減少が間接ネットワーク効果を通じて他の需要者層にとっての同社の魅力を低下させ、同社の利益の減少が大きくなるため、当事会社グループが顧客閉鎖を行うインセンティブは更に弱まることとなる</u>。</p>	<p>一方、川下市場が財やサービスを豊富に取り揃えることが最終需要者との関係で競争上重要である場合において、川下市場の当事会社（B社）が購入拒否等を行うことは<u>同社の競争力を減退させる程度が大きくなること</u>から、<u>当事会社グループが顧客閉鎖を行うインセンティブはそれだけ弱くなる</u>。特に、川下市場が多面市場を形成するプラットフォームの場合、川下市場の当事会社（B社）が購入拒否等を行うと、<u>川下市場における同社の最終需要者が減少し、間接ネットワーク効果により多面市場における他の需要者層にとっても同社の魅力が低下することから、当事会社グループが顧客閉鎖を行うインセンティブは更に弱まることとなる</u>。</p>
16	第5の2(2)イ 秘密情報の入手	<p>垂直型企業結合後、川上市場の当事会社（図5のA社）が、川下市場の当事会社（B社）を通じて、川下市場の当事会社（B社）と取引のある川上市場の競争者（X社）の<u>商品の販売価格、数量、仕様等の情報</u>といった競争上の重要な秘密情報を入手し、当該情報を自己に有利に用いることにより、川上市場の競争者（X社）が不利な立場に置かれ、これら競争者が川上市場から退出し、又はこれら競争者からの牽制力が弱くなるような場合には、川上市場において市場の閉鎖性・排他性の問題が生じる場合がある。</p>	<p>垂直型企業結合後、川上市場の当事会社（図5のA社）が、川下市場の当事会社（B社）を通じて、川下市場の当事会社（B社）と取引のある川上市場の競争者（X社）の<u>製品の販売価格、数量、仕様等の情報</u>といった競争上の重要な秘密情報を入手し、当該情報を自己に有利に用いることにより、川上市場の競争者（X社）が不利な立場に置かれ、これら競争者が川上市場から退出し、又はこれら競争者からの牽制力が弱くなるような場合には、川上市場において市場の閉鎖性・排他性の問題が生じる場合がある。</p>

		る。	る。
17	第5の2(3) 競争圧力等の考慮	垂直型企業結合が単独行動により一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるか否かについては、前記(1)及び(2)における川下市場及び川上市場の閉鎖性・排他性の程度のほか、前記第4の2(1)～(8)の各判断要素について、当該部分に準じて判断する。	垂直型企業結合が単独行動により一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるか否かについては、前記ア及びイにおける川下市場及び川上市場の閉鎖性・排他性の程度のほか、前記第4の2(1)～(8)の各判断要素について、当該部分に準じて判断する。
18	第5の3(2) 競争圧力等の考慮	垂直型企業結合が協調的行動により一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるか否かについては、前記(1)における協調的行動がとりやすくなる程度のほか、前記第4の3(1)～(3)並びに2(7)及び(8)の各判断要素について、当該部分に準じて判断する。	垂直型企業結合が協調的行動により一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるか否かについては、前記アにおける協調的行動がとりやすくなる程度のほか、前記第4の3(1)～(3)並びに2(7)及び(8)の各判断要素について、当該部分に準じて判断する。
19	第6の1(1) 基本的考え方	前記第3の2のとおり、混合型企業結合は、一定の取引分野における競争単位の数を減少させないので、水平型企業結合に比べて競争に与える影響は小さくなく、市場の閉鎖性・排他性、潜在的競争の消滅、協調的行動等による競争の実質的制限の問題を生じない限り、通常、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるとは考えられない。混合型企業結合についても、単独行動による競争の実質的制限と協調的行動による競争の実質的制限の2つの観点から検討される。	前記第3の2のとおり、混合型企業結合は、一定の取引分野における競争単位の数を減少させないので、水平型企業結合に比べて競争に与える影響は小さくなく、市場の閉鎖性・排他性、潜在的競争の消滅、協調的行動等の問題を生じない限り、通常、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるとは考えられない。混合型企業結合についても、単独行動による競争の実質的制限と協調的行動による競争の実質的制限の2つの観点から検討される。
20	第6の2 単独行動による競争の実質的制限	また、混合型企業結合の一方当事会社が具体的な参入計画を有していないとしても、仮に他方当事会社の商品市場や地域市場に <u>一方当事会社が単独で又は他の会社と企業結合を行った上で当該市場に参入することが可能であり、実際に参入した場合に他方当事会社の有力な競争</u>	また、混合型企業結合の一方当事会社が具体的な参入計画を有していないとしても、仮に他方当事会社の商品市場や地域市場に参入した場合に他方当事会社の有力な競争者となることが見込まれる場合には、企業結合により一方当事会社の新規参入の可能性を消滅させることと

		<p>者となることが見込まれる場合には、企業結合により一方当事会社の新規参入の可能性を消滅させることとなる結果、当事会社グループが当該商品の価格等のある程度自由に左右することができる状態が容易に現出し得る場合がある。</p>	<p>なる結果、当事会社グループが当該商品の価格等のある程度自由に左右することができる状態が容易に現出し得る場合がある。</p>
21	第6の2(2) 潜在的競争者との 企業結合	<p><u>混合型企業結合の一方当事会社(B社)が具体的な参入計画を有していないとしても、仮に他方当事会社(A社)の商品市場や地域市場への参入障壁が低いことなどにより、一方当事会社(B社)が当該市場に参入すること(注16)が可能であり、実際に参入した場合に他方当事会社(A社)の有力な競争者になることが見込まれる場合(注17)には、そうでない場合と比較して、当該企業結合が一方当事会社(B社)の新規参入の可能性を消滅させることによって競争に及ぼす影響が大きい。</u></p> <p>例えば、ある市場において既に事業を行う他方当事会社(A社)が、その事業を行っていないがデータ等の重要な投入財を有し、当該市場に参入した場合(注16)に有力な競争者となることが見込まれる一方当事会社(B社)と混合型企業結合を行うことにより、<u>一方当事会社(B社)の新規参入の可能性を消滅させる場合には、そうでない場合と比較して、競争に及ぼす影響が大きい(注18)。</u></p> <p>(中略)</p> <p><u>(注16) 一方当事会社(B社)が単独で参入する場合のほか、一方当事会社(B社)が他の会社と企業結合を行った上で参入する場合を含む。</u></p>	<p>混合型企業結合の一方当事会社が具体的な参入計画を有していないとしても、仮に他方当事会社の商品市場や地域市場に参入した場合に他方当事会社の有力な競争者になることが見込まれる場合には、当該企業結合が一方当事会社の新規参入の可能性を消滅させることによって競争に及ぼす影響が大きい。</p> <p>例えば、ある市場において既に事業を行う会社(A社)が、その事業を行っていないがデータ等の重要な投入財を有し、当該市場に参入した場合に有力な競争者となることが見込まれる会社(B社)と混合型企業結合を行うことにより、<u>その会社(B社)の新規参入の可能性を消滅させる場合には、競争に与える影響は大きい(注16)。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(注16) データに限らず、知的財産権等の競争上の重要な投入財についてもデータの考え方に準じて判断する。</p>

		<p>(注 17) 一方当事会社 (B社) 等の参入の蓋然性や、実際に参入した場合に他方当事会社 (A社) の有力な競争者になる蓋然性については、前記第4の2(3)も踏まえて判断する。</p> <p>(注 18) データに限らず、知的財産権等の競争上の重要な投入財についてもデータの考え方に準じて判断する。</p>	
--	--	---	--

2. 「企業結合審査の手続に関する対応方針」について

No.	変更箇所	成案	原案 (パブリックコメント)						
1	6 (2) 対価の総額が大きい企業結合計画	(2) 買収に係る対価の総額が大きい企業結合計画	(2) 対価の総額が大きい企業結合計画						
2	別添 公正取引員会が企業結合審査において参考とする資料の例	<table border="1"> <tr> <td>第4-2(4)</td> <td>隣接市場からの競争圧力</td> <td>・ 隣接市場の競争状況及び隣接市場における競争が一定の取引分野における競争に与える影響の程度 (類似品, 隣接地域)</td> </tr> </table>	第4-2(4)	隣接市場からの競争圧力	・ 隣接市場の競争状況及び隣接市場における競争が一定の取引分野における競争に与える影響の程度 (類似品, 隣接地域)	<table border="1"> <tr> <td>第4-2(4)</td> <td>隣接市場からの競争圧力</td> <td>・ 隣接市場の競争状況及び隣接市場における競争が一定の取引分野における競争に与える影響の程度 (競合品, 隣接地域)</td> </tr> </table>	第4-2(4)	隣接市場からの競争圧力	・ 隣接市場の競争状況及び隣接市場における競争が一定の取引分野における競争に与える影響の程度 (競合品, 隣接地域)
第4-2(4)	隣接市場からの競争圧力	・ 隣接市場の競争状況及び隣接市場における競争が一定の取引分野における競争に与える影響の程度 (類似品, 隣接地域)							
第4-2(4)	隣接市場からの競争圧力	・ 隣接市場の競争状況及び隣接市場における競争が一定の取引分野における競争に与える影響の程度 (競合品, 隣接地域)							
3	別添 公正取引員会が企業結合審査において参考とする資料の例 (注	(注 3) 上表の各項目に係る当事会社の認識を確認するために、当事会社の内部文書 (例えば、当事会社の取締役会等の各種会議等で使用された資料や議事録等、当事会社が企業結合の検討及び決定に当たり企業結合の効	(注 3) 上表の各項目に係る当事会社の認識を確認するために、当事会社の内部文書 (例えば、当事会社の取締役会等の各種会議等で使用された資料や議事録等、当事会社が企業結合の検討及び決定に当たり企業結合の効果						

	3)	果等について検討・分析した資料，企業結合の検討に関与した当事会社の <u>役員又は従業員</u> の電子メール等)の提出を求めることがある。	等について検討・分析した資料，企業結合の検討に関与した当事会社 <u>職員等</u> の電子メール等)の提出を求めることがある。
--	----	--	--